

根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定事業業務仕様書

1. 業務名

根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定事業業務

2. 業務の目的

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必要な情勢の分析、将来の温室効果ガス排出量に関する推計、再生可能エネルギー導入目標の作成を行う。

また、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、脱炭素化の実現に向けた地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）を策定することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

4.1 温室効果ガス排出量の削減及び再エネ導入のための情報の分析並びに温室効果ガス排出量の推計

4.1.1 基礎情報の収集及び現状分析（令和 6 年度）

(1) 自然条件調査

- ・本市の気象条件及びその他の自然条件等について整理し、再エネ導入の可能性を検討し、関連計画に活用可能な資料を作成すること。

(2) 社会経済条件調査

- ・温室効果ガスの将来推計のための基礎資料とするために、本市の人口、産業構造等について整理すること。

(3) 意識調査

- ・将来推計及び施策の検討等に反映することを目的に市民や事業者の将来の省エネ実施の動向や再生可能エネルギー導入等についてアンケート調査を実施し、結果を集計すること。

(4) 再エネ導入調査

- ・本市の特性を踏まえて、将来的に市内に導入可能な再生可能エネルギー量を諸条件から算出すること。

4.1.2 温室効果ガス排出量の将来推計（令和 6 年度）

- ・本市の特性を踏まえた温室効果ガスの森林吸収量等を算出し、温室効果ガスの将来推計に資すること。
- ・BAU（現状すう勢）を含めた複数パターンでの温室効果ガス排出量の将来推計を行うこと。

4.2 脱炭素社会の将来像を見据えた再エネ導入目標の作成（令和 6 年度）

4.2.1 脱炭素シナリオの作成

- ・温室効果ガス排出量の将来推計結果を踏まえて、2050 年のゼロカーボン達成に必要な温室効果ガ

ス削減量及び再エネ導入量等を整理すること。

- ・脱炭素シナリオ推進のための基本方針を検討し、ゼロカーボンを実現する本市の将来ビジョンを作成すること。

4.2.2 再生可能エネルギー導入目標の作成（令和6年度）

- ・2050年のゼロカーボン達成のための再生可能エネルギーの種別ごとの導入目標値を設定すること。

4.2.3 政策の検討並びに重要な施策に関する構想の検討（令和6・7年度）

- ・地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）を策定するための目標達成に向けた政策・施策構想案を検討すること。

4.2.4 KPI 指針の検討及び計画の推進体制・進行管理の整理（令和7年度）

- ・計画策定の基礎とするために、KPI 指針の検討及び計画の推進体制・進行管理の整理等を行うこと。

4.3 地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の助勢（令和6・7年度）

- ・市が開催する会議等に参加し、会議に必要な資料作成支援、会議における技術的助言等を行うとともに、会議後に議事概要を作成する。議事概要は、後日、速やかに市へ提出すること。

4.4 報告書の取りまとめ

- ・報告書の取りまとめに当たっては、図表やイラストを効果的に用いるとともに、理解しやすいデザインになるよう配慮すること。
- ・令和7年度には上記業務で検討した結果を取りまとめ「根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」を作成すること。

5. 成果品

- ・各年度に提出する成果品は下表のとおりとする。
- ・業務報告書並びに根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）については、図表やイラスト等を効果的に用いて、市民や事業者にとって理解しやすいものとなるよう工夫すること。

提出年度	成果品名	数量
令和6年度	業務報告書	1部
	業務報告書【概要版】	1部
	その他関連資料	1部
	上記電子データ（CD-R等）	一式
令和7年度	根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）	1部
	根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）【概要版】	1部
	その他関連資料	1部
	上記電子データ（CD-R等）	一式

6. その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。
- (2) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (3) 本業務実施に当たり必要な事項については、市と協議すること。
- (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務終了後も同様とする。
 - イ 受託者は、根室市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の成果物に係る権利は、全て市に帰属する。
- (6) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。